

新潟県柏崎市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する
条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項の規定に基づき市が行う介護予防・日常生活支援総合事業について、法、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法、政令及び省令において使用する用語の例による。

(介護予防・日常生活支援総合事業の基本方針)

第3条 市は、被保険者の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、介護予防・日常生活支援総合事業を行うものとする。

(介護予防・日常生活支援総合事業の種類)

第4条 市は、次に掲げる介護予防・日常生活支援総合事業を行う。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業(法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業をいう。以下「第1号事業」という。)

として次に掲げる事業

ア 第1号訪問事業

イ 第1号通所事業

ウ 第1号生活支援事業

エ 第1号介護予防支援事業

(2) 一般介護予防事業(法第115条の45第1項第2号に規定する事業をいう。)

(指定の期間)

第5条 省令第140条の63の7の規定により市が定める期間は、6年とする。ただし、6年を超えない範囲で期間の指定の申請又は

第7条の更新の申請があったときは、当該期間の指定又は更新をすることができる。

(指定事業者の指定等)

第6条 法第115条の45の3第1項の規定による指定は、規則で定めるところにより、第1号事業を行う者の申請により、当該事業の種類及び当該事業の種類に係る当該第1号事業を行う事業所ごとに行う。

2 市長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、法第115条の45の3第1項の指定をしてはならない。

- (1) 申請者が法人でないとき。
- (2) 当該申請に係る法人の役員等が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (3) 申請者（当該申請に係る法人の役員等を含む。次号から第6号まで及び第10号において同じ。）が、法又は政令第35条の2各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (4) 申請者が、政令第35条の3各号に掲げる労働に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (5) 申請者が、保険料等（法第70条第2項第5号の3の保険料等をいう。以下この号において同じ。）について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
- (6) 申請者が、法第115条の45の9（第1号を除く。）の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者（当該指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消の日から起算

して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものに該当する場合を除く。

- (7) 申請者と密接な関係を有する者が、法第115条の45の9(第1号を除く。)の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものに該当する場合を除く。
- (8) 申請者が、法第115条の45の9(第1号を除く。)の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に省令第140条の62の3第2項第4号の規定による第1号事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (9) 前号に規定する期間内に省令第140条の62の3第2項第4号の規定による第1号事業の廃止の届出があった場合において、当該申請に係る法人の役員等が、前号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(10) 申請者が、当該申請前5年以内に法第23条に規定する居宅サービス等又は第1号事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(指定の更新)

第7条 法115条の45の6の規定による指定事業者の更新の申請は、市長に届けなければならない。

(変更の届出等)

第8条 指定事業者は、省令第140条の63の5第1項各号に掲げる事項に変更があったとき、又は休止した当該指定に係る第1号事業を再開したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(公示)

第9条 市長は、次に掲げる場合には、遅滞なく、当該指定事業者の名称、当該指定に係る事業所の所在地その他の規則で定める事項を公示しなければならない。

(1) 法第115条の45の3第1項の指定をしたとき。

(2) 省令第140条の62の3第2項第4号の規定による第1号事業の廃止の届出があったとき。

(3) 法第115条の45の9の規定により指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

(報告等)

第10条 市長は、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るため必要があると認めるときは、第4条第1項各号に掲げる事業を行う者（以下この項において「事業者」という。）若しくは事業者であった者若しくは当該事業に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、事業者若しくは当該事業に係る事業所の従業者若しくは事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該事業に係る事業所、事務所その他当該事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導及び監査)

第11条 市長は、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施のため、第4条第1項各号に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の各サービス提供者に対し、指導及び監査を行うものとする。

(第1号事業支給費の支給の制限等)

第12条 法第4章第6節の規定は、第1号事業支給費の支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

